

令和4年第1回（3月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の要旨	資料/担当課
<p>公明党 代表質問 草尾 勝司 議員</p>	<p>2. 「子育てするなら富田林」を一層推進 (4) 中学校全員給食を求めて ①中学校給食の現状（利用方法、喫食率、価格、給食の内容など） ②「子育てするなら富田林」の取り組みの一環として、全ての中学生に温かい給食を提供する、中学校全員給食の実施を求めて</p>	<p>資料1/ 学校給食課</p>
<p>とんだばやし未来 代表質問 辰巳 真司 議員</p>	<p>2. 若者会議について (1) 第1期若者会議の総括内容について (2) 総括内容を踏まえ、第2期をより充実した内容とするべく取り組む具体策について</p>	<p>資料2/ 生涯学習課</p>
	<p>5. 小中一貫教育の推進について (1) 小中一貫教育開始に向けて令和3年度に行った準備の経過、ならびに令和4年度に予定している具体的な取り組み内容について (2) デメリットの解消に向けた具体的な方策について (3) 今後市内の他の小中学校で一貫教育を進めていく準備をしているのかどうか</p>	<p>資料3/ 教育指導室</p>
	<p>6. 学校を拠点とした地域づくりについて (1) 学校を地域に開放し、全ての世代で支え合う地域づくりについて (2) すこやかネット活動の充実について (3) 施政方針の「地域総合拠点」の内容・目的・効果について (4) (仮称) ふれあいランチの実施について</p>	<p>資料4/ 教育総務課 教育指導室 学校給食課</p>
<p>日本共産党 代表質問 田平 まゆみ 議員</p>	<p>2. GIGAスクール構想の弊害についての対策と、子どもたちの安心安全で豊かな学びの保障を求めて (1) 本市では、小中学校への学習用端末導入にあたって、保管庫も同時に購入し、持ち帰りをせず運用すると当初は聞いていたが、現在持ち帰りもしているという。 一人一台のタブレットが導入されてから現在までの運用について、どのようなルールで、週に何回持ち帰りしているのかなどの状況は (2) 現場やメディアから指摘されている点も踏まえ、持ち帰りにより起きている様々な問題への対策や、なりすましなどが無いようIDやパスワードの対策について見解は (3) 配布されたタブレットを通じて集積、蓄積される子どもたちの個人データを企業の儲けのタネ、政府の監視のタネにさせてはならない。個人情報保護無しに「個人の尊厳」は守れないが、集積、蓄積される子どもたちの個人データをどのように守るのか、見解は (4) 自治体、学校が配布する学習用端末での広告表示は、公教育に相応しくないが、原因と解決策への見解は。情報セキュリティ対策についてはどのような契約がなされているのか (5) 教育現場の新たな負担が増えているが、どのように教育委員会として支援をしているのか (6) GIGAスクール構想による教育活動が押し付けられている今こそ、学校の「教育課程編成権」を発揮して、子どもの実態から出発する教育をつくり上げていくことが求められている。現場の裁量権を最大限に尊重することについて見解は</p>	<p>資料5/ 教育指導室</p>

令和4年第1回（3月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
日本共産党 代表質問 田平 まゆみ 議員	4. 市庁舎の建て替え問題について (1) 議会の場で、明確に「市役所機能を分ける本移転はしない」という表明を求めるが、見解は (2) 新庁舎の建て替えにあたっては、市民・専門家・職員・議会など関係者の意見をよく聞き民主的にすすめるため、基本計画策定委員会のように、検討のための機関や機会が必要では (4) 非常用電源の設置や避難経路の整備費用などには、国の緊急防災減災対策事業債を活用して、すばるホールの耐震防災整備をすすめるように	資料6/ 生涯学習課 総務課
自由民主党 代表質問 南方 泉 議員	2. 子ども・青少年へのマスクの着用等について (1) 学校でのマスクの着用について教育現場では共通した申し合わせは作成しているのか (2) 学校や幼稚園・保育園での運動時等のマスク着用の実態把握について (3) マスク着用による特に幼い子どもの健康被害についての市の見解について (4) 北海道有志医師の会等ではマスクは子どもに取り有害であるとされているが市の見解を聞く (5) マスク着用の同調圧力や着用できない子への差別意識の把握について	資料7/ 教育指導室 こども未来室 健康づくり推進課
	4. 本市の教育施策について (1) 研究指定校・小金台小学校と明治池中学校小・中一貫校推進について、今後のスケジュール、教育推進の内容等を問う	資料8/ 教育指導室
	(2) 学校給食・食育推進の観点から地元農産物を活用する具体的な取組みについて	資料9/ 学校給食課 教育指導室
	(3) 生涯学習推進プランに基づく、次代を担う子どもと若者の育成支援と、多世代に向けての「学びのきっかけ」や「学び直しのきっかけ」となる事業展開の現状と今後について	資料10/ 生涯学習課
	(4) ひきこもり・学校に通えない児童のケアと民間フリースクールとの連携について	資料11/ 教育指導室
大阪維新の会・無党派の会 代表質問 伊東 寛光 議員	3. 富田林市文化芸術振興ビジョン策定について (1) 文化芸術振興の基本的な考え方、方向性について聞く (2) 策定にかかる文化振興事業団の役割について (3) 今後の文化振興事業団の指定管理者としての有り方や、すばるホールの前向きな利活用について	資料12/ 生涯学習課

令和4年第1回（3月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
ふるさと富田林 代表質問 坂口 真紀 議員	4. 小中学校におけるICTを活用した取り組み状況と今後の展望について (1) 休校中のICTを活用した学習の取り組み状況と実施基準について (2) 不登校児童生徒や自主休校している児童生徒への対応について ①ハイブリッド型での授業の実施状況 ②不登校児童生徒のICT活用状況と今後の課題について (3) 学童クラブのネットワーク環境の整備について (4) 学校図書館のICT化と市立図書館とのオンライン化について (5) 学校への携帯電話の導入について	資料13/ 教育指導室 教育総務課 こども未来室 中央図書館 金剛図書館
	5. ドローンの活用について (2) 公共施設等でのドローン飛行について	資料14/ 生涯学習課
個人質問 中山 佑子 議員	3. 富田林市立小中学校校区対策委員と公共施設マネジメント (1) わたくしは、昨年5月から富田林市立小中学校校区対策委員となりましたが、驚いたことに、富田林市立小中学校校区対策委員会は、14年間もの間、開催していない状態が続いているとのこと。何故、開催しないのかお答え下さい。 さて、令和3年7月に策定された「富田林市学校教育施設長寿命化計画」17頁には、次のとおり記載されています。 「本市が保有する全ての学校教育施設を維持した上で、建築後50年未満で建替える従来型の手法で整備を続けた場合、今後40年間の維持・更新コストは738億円（18.5億円/年）が必要となります。これは、直近5年間の学校教育施設関連経費である5.4億円/年を3.4倍上回ります。また、令和3年度から令和12年度の10年間に建替えが集中するため、同関連経費を7.1倍上回る38.1億円/年の経費が必要となり、従来型の手法で整備を継続することは困難であることから、対応策を検討する必要があります。」 (2) 現時点における本市の対応策をお聞かせください。 続いて「富田林市学校教育施設長寿命化計画」25・26頁記載の本市の小中学校施設の劣化状況調査結果をみると、広範囲に劣化C及び早期の対応が必要な著しい劣化Dが、全小中学校の施設についています。 (3) これは、全ての学校教育施設の改修工事及び建替え工事が集中して必要になるという認識で間違いないでしょうか。 また、本市の学級数の状況は、令和2年度では標準規模である「12学級以上18学級以下」を満たさない小学校が11校(68.8%)、中学校が7校(87.5%)となっています。 人口減少と財政難の時代を迎え、もはや自治体も住民も「老いる公共施設」の問題からは逃げられません。 (4) 現状を鑑みると、総量削減するしかないと思いますが、本市の見解をお聞かせください。 (5) 最後に、自治体と住民の協働による削減・整理・再活用で非効率な公共支出を減らし、公共サービスの質の向上もしくは必要最低限の継続を実現し地域の価値を上げる、縮充社会の公共資産づくりを本市は考えていますか。本市の見解をお聞かせ下さい。	資料15/ 教育総務課 教育指導室 行政管理課

令和4年第1回（3月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
個人質問 村瀬 喜久一郎 議員	<p>3. 本市立小中学校における児童生徒の「生理（月経）」への対応・取組について （「学校での『生理休暇』導入を求める運動」の趣旨を踏まえて）</p> <p>（1）特に男性教職員への「生理」に関する理解の促進について （女子児童生徒・女性教職員の心情への十分な配慮を前提に）</p> <p>（2）体調不良により児童生徒が遅刻・早退する場合の保護者による送迎等対応について</p> <p>（3）「生理」を理由とする公欠（公認欠席）の導入について</p> <p>（4）「生理」による欠席等への積極的な理解のための取組について （本市における包括的性教育「いのちの教育」の拡充も含めて）</p>	資料16/ 教育指導室
	<p>4. 本市における、性的マイノリティの方々についての一層の理解促進について</p> <p>（1）本市立小中学校教職員および本市内に所在する幼稚園・保育所等の教職員に、文部科学省からの通知(※)と周知資料(※※)の内容をあらためて確認することについて</p> <p style="padding-left: 2em;">(※平成27年4月30日付。「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」)</p> <p style="padding-left: 2em;">(※※平成28年4月1日付。「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」)</p> <p>（2）性的マイノリティの方々について、広報とんだばやし等でより一層の理解促進を図ることについて</p> <p style="padding-left: 2em;">(神奈川県葉山町の事例を参考に)</p>	資料17/ 教育指導室 人権・市民協働課

2. 「子育てするなら富田林」を一層推進

(4) 中学校全員給食を求めて

- ①中学校給食の現状（利用方法、喫食率、価格、給食の内容など）
- ②「子育てするなら富田林」の取り組みの一環として、全ての中学生に温かい給食を提供する、中学校全員給食の実施を求めて

【答弁】

2. 「子育てするなら富田林」を一層推進の、(4) 中学校全員給食を求めての、①及び②につきまして、順次お答えいたします。

まず、①につきまして、お答えいたします。

本市の中学校給食は、現在、全市立8中学校におきまして、自校調理方式で、希望選択制により実施しており、全8校で学校給食が始まりました平成23年から11年目となっております。

給食の利用方法としましては、前月に配布しました献立表を見て、申し込みカードと現金を添えて給食の申し込みを行い、給食当日には申し込みをした生徒が各階の配膳室へ取りに行き、それぞれの教室において喫食をいたします。

喫食率は、令和2年度で53.2%となり、平成30年度以降は50%を超えており、選択制給食の喫食率では他市と比較しても高く、生徒、保護者のニーズには一定程度応えられていると考えております。

また、給食費は、牛乳代50円を含めて1食330円となっており、給食の内容としましては、米飯が中心の献立で、国内産の材料を基本として、エビイモやイチゴ、お米などの地場産野菜等を使用するほか、家庭科の授業で生徒自ら考案した献立を提供する取り組みや、各地のグルメを取り入れた一品など、献立を工夫しながら、選んで食べてもらえるように取り組んでおります。

次に、②につきまして、お答えいたします。

希望選択制につきましては、中学校給食の導入時に検討がなされ、「心身とも

に成長期にあり、自我が目覚める年頃の中学生の選択を尊重する」などの観点から、栄養バランスに配慮し、温かくバラエティーに富んだ学校給食と、ご家庭からの手作り弁当を選択できる方式として採用されたものでございます。

献立内容については、見る・選ぶ・食べるといった行為を通じて、楽しみながら食に関する興味・関心を引き出すことが期待できる一方で、献立は、1カ月単位で栄養バランスをとって立案されているため、1カ月単位で申し込んで喫食することが望ましいと考えられます。また、全員給食では、全ての生徒に等しくバランスのとれた食事を提供できること、学校給食を活用した食育の推進を図りやすいこと、食のセーフティネットの観点からも、全員給食の重要性も認識しております。

しかしながら全員給食とする場合には、配膳や下膳の面から、限られた給食時間内で給食を終えることが困難となるほか、提供可能な食数を確保するため、新たな施設や設備の整備等が必要となるなど、様々な課題も考えられるところでございます。

本市教育委員会といたしましては、生徒・保護者の皆さまに、より満足して頂ける中学校給食となるよう、申し込み方法等で利便性の向上に取り組みながら、引き続き、中学校給食の充実に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

2. 若者会議について。

(1) 第1期若者会議の総括内容について。

(2) 総括内容を踏まえ、第2期をより充実した内容とするべく取り組む具体策について

【答弁】

ご質問の2. 若者会議についての(1)、(2)につきまして、関連連いたしますので、一括してお答えさせていただきます。

第1期若者会議は、令和3年4月に、若者会議委員を募集開始し、選ばれた25名の委員のもとで、オリエンテーションや5回の全体会議、中間報告を経て、9月に検討した施策を市長に対して「施策提案」を行うに至ったものでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、初期の会議がオンラインでの開催を余儀なくされたため、委員同士の交流や委員とメンター職員との交流に時間を要したことなど会議進行への影響もありましたが、決められた会議日程以外の日に委員やメンター職員が集まり、検討を行うなど、委員及びメンター職員の尽力により、議論を深め、若者のアイデアが詰まった5つの施策を提案していただきました。今後、若者会議の最終回として4月には、結果報告会を実施して提案施策の実現可否などについて説明を行うことになっております。

なお、第1期委員に対して、今年度の若者会議の進め方について、アンケートを実施しましたところ、提案施策の実現など、本市のまちづくりに引き続き関わりたい意向をお持ちの委員が多数おられたため、第一期委員の任期を終えられた委員の中で希望する方を対象に、(仮称)若者会議OB・OG会を創設する予定でございます。また委員からは、検討に要する時間が足りなかったとの意見も多く、市としましても同じ認識でありましたことから、第2期若者会議におきましては、委員募集を1か月早め、会議を5回から6回に増やすことで、より議論を深めていただくように改めるものでございます。

さらに若者により身近なテーマである教育や観光などの分野に提案が集中する傾向が見られましたので、市から委員に対して検討していただきたいテーマを複数提示し、委員がそのテーマの中から1つに絞り、第二期若者会議における「重点テーマ」として設定いたします。重点テーマに関心のある委員につきましては、そのテーマについて、施策提案に向けた議論を深めていただきますとともに、第1期と同様に若者による自由な施策の検討も、引き続き行っていただく取り組みを進めたいと考えております。

いずれにしましても先進市の事例も参考にしながら、本市の特性を活かして若者会議の活性化を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

5. 小中一貫教育の推進について

- (1) 小中一貫教育開始に向けて令和3年度に行った準備の経過、ならびに令和4年度に予定している具体的な取り組み内容について
- (2) デメリットの解消に向けた具体的な方策について
- (3) 今後市内の他の小中学校で一貫教育を進めていく準備をしているのかどうか

【答弁】

5. 小中一貫教育の推進についての(1)～(3)につきまして、順次、お答えいたします。

まず、(1)についてお答えいたします。

小中一貫教育は、現在、大阪府内の17市町村の137中学校区で実施されており、本市でも令和3年度に明治池中学校・小金台小学校を研究校に指定し研究をすすめてまいりました。

本研究では、本市からの研究委嘱や大阪府の加配教員を活用した中学校教員の小学校への乗り入れ授業の他、教育課程の編成については国のカリキュラム・マネジメント調査研究事業を活用し、学識経験者から指導助言を得ながら取り組みをすすめてまいりました。

また、これまでの具体的な流れについてでございますが、6月に、小・中学校で共有してめざす子ども像を「今と未来、社会でいきる自分らしさを」と策定し、その内容をリーフレットにまとめ、保護者や地域にお知らせいたしました。

夏期休業期間中には、市内全校の管理職を対象に、明治池中学校区の研究内容について中間報告を実施し、9月には、保護者が小中一貫教育に期待することや、小中合同での挨拶運動、小学校の児童会と中学校の生徒会が協働で自分たちの学校生活について話し合う小中サミットの様子などをお知らせする小中一貫教育新聞を発行いたしました。

12月には、初となる小中PTA便りを発行し、小中一貫教育に関するQ&Aを掲載し、小中PTAの共同活動も進めてきました。合わせて、令和4年度の小中一貫校のスタートに向け、小中サミットを中心に学園名について検討を進めているところです。

こうした研究により、国の調査研究事業で作成したカリキュラムモデルは大阪府域でも高い評価を得ました。また、中学校教員の小学校への乗り入れ授業についても、児童の単元テストの正答率が年間で約5ポイント上昇したことに加えて、「授業が楽しくてよく分かる」の肯定回答率が90%を越えるなど成果が見られました。

令和4年度につきましては、明治池中学校と小金台小学校を施設分離型の小中一貫校として設定し、さらなる小・中学校での系統的・継続的な教育を実現するため、小学校1年生から4年生までを前期、小学校5年生から中学校1年生までを中期、中学校2年生から3年生までを後期とした4-3-2制の研究も進めてまいります。

さらに、中学校教員の乗り入れ授業についても教科数を増やし、学園集会や合同行事についても計画的に設定することで、子どもたちが多様な人間関係の中で、責任感や自己有用感の育成を図ることができる機会を設けてまいります。

次に、(2)についてお答えいたします。

小中一貫教育であげられる課題の例といたしましては、小学校高学年段階におけるリーダーシップの育成があげられます。このことにつきましては、円滑な小中接続の中にしっかりと節目となる行事等を設けることで、子どもたちに最高学年としての自覚を促す取組みを行っていく必要があると考えております。

また、子どもたちの学校生活が同一施設で9年間送られることになれば、閉塞的な人間関係が生まれることが懸念されます。このことにつきましても、学年を越えた交流の機会を適切に設けながら、子どもたち一人一人に自尊感情や自己有用感を育む必要があると認識しております。

最後に、(3)についてお答えいたします。

令和4年度には、本市で初となる小中一貫校が設定され、9年間を通じた教育課程が実施されます。また、これまでより明治池中学校区における小中一貫教育の効果につきましては、教職員研修等を通じて市内で共有しておりますが、令和4年度は市内全校が参加する小中一貫教育連絡会を定期に開催し、各中学校区で実施されている小中一貫教育に係る取組みについても交流を深めてまいりたいと考えております。

合わせて、本市全体で小中一貫教育を推進していく方策として、次年度は、明治池中学校区での成果をいかに取り入れるかについて、各中学校区でも研究を進めてまいりたいと考えております。

本市教育委員会といたしましては、本市の子どもたちが、小・中学校のギャップを気にすることなく安心して学校生活を送れ、多様な人間関係の中で学べる環境が必要であると認識しておりますことから、先進校の取組みをもとに、本市における小中一貫教育を一層推進してまいりたいと考えております。

6. 学校を拠点とした地域づくり

- (1) 学校を地域に開放し、全ての世代で支え合う地域づくりについて
- (2) すこやかネット活動の充実について
- (3) 施政方針の「地域総合拠点」の内容・目的・効果について
- (4) (仮称) ふれあいランチの実施について

【答弁】

それでは、6. 学校を拠点とした地域づくりの(1)から(3)につきましては関連連いたしますので一括してお答えいたします。

近年、本市においても少子・高齢化が進むなかで、子どもたちが地域で安心して伸び伸びと過ごしていくことが大切であると認識しております。加えて、コロナ禍においては、人々が集うことが難しくなっており、地域や人と人との関係が希薄化していく傾向のあるなか、改めて、学校を積極的に地域に開くことで、子どもや保護者、地域の方々等、全ての世代で支え合う地域づくりをすすめる事が重要であると認識しております。

本市の小中学校におきましては、これまでから、総合的な学習の時間や学校行事をはじめとしたさまざまな教育活動において、高齢者も含め地域の方のお力をお借りしながら、出会いや協働を通して子どもたちの学びを深める機会を設けているところでございます。本年度はコロナ禍ということもあり、地域の方々をお招きして行う行事や総合的な学習がなかなか行えない状況ではありましたが、一方で、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念から、第一中学校において、自分たちの住む地域にある子ども食堂や自校が災害時の避難所となっている現状等を知ることから、生徒自身が主体的に持続可能な地域社会づくりに参画していく力をつけるという「課題解決型学習プログラム」に取り組むなどの新たな実践も進んでおります。

また、子どもたちの安全や防犯・防災の観点では、登下校時の安全確保を図るために、地域や保護者の方々にご協力いただき、子どもの安全見まもり活動や青色防犯パトロール活動、防犯訓練等も継続的に実施してきたところでございます。

このような地域と連携した取組みの実施にあたりましては、小学校区や中学校区の地域関係者を軸とした「すこやかネット活動」を基盤として、子ども同士や、子どもと大人、大人同士が交流し、つながりを築いていくことや、地域の教育コミュニティづくりを推進していくことが重要であると考えますので、今後も継続してサポートしてまいります。

地域と連携した取組みの充実にあたりましては、その中心となる活動拠点を設ける必要があるとの認識から、この間、地域の活動拠点として学校施設等を活用するため場所の選定や必要となる工事等も含め各校との協議、検討を進めてまいりました。その上で、令和4年度には、富田林小学校、久野喜台小学校、寺池台小学校、向陽台小学校、明治池中学校の余裕教室等を有効活用し、「地域総合拠点」の整備・開設を予定しており、以降市内小中学校に拡充してまいりたいと考えております。

具体的な活動内容として、これまで学校の会議室等で行っていた「すこやかネット」や、「校区交流会議」等に活用することを始め、「こどもの安全見守り隊」や「地域の子ども会」「放課後子ども教室」「遊び体験活動」等子どもたちの成長を支える地域の各団体等が主体的・継続的に集い、交流できる場として幅広く活用することを想定しており、地域の交流やつながりが深まっていくことを期待しております。

拠点整備を進めるにあたっては、学校教育現場に新たな支障や負担が生じないことを条件に、子どもの安全を第一に考え、教育施設のセキュリティや空調等を整備し、会議用備品等も含め、快適にご利用していただける環境づくりを進めてまいります。

また、将来的には、地域で暮らす子どもから高齢者まで誰でも、いつでも安心して集い様々な活動や憩いの場として利用できる拠点となるように努めてまいります。

最後に、(4)につきまして、お答えいたします。

本市におきましては「学校給食の日」の取組みとして、地域の方々と小学生がともに給食時間を過ごし、会話やふれあいといった世代間交流を行うことにより、地域での関わりあいを認識し、相互の学校給食への理解や関心を高めることができる機会として、全市立小学校で「ふれあい給食会」の開催を予定しております。

実施時期の予定としましては、文部科学省が学校給食の意義や役割について理解を深め関心を高めることを目的として、毎年1月24日から30日までを「全国学校給食週間」に定めております。

例年、1月の給食献立では、海老芋、白菜など本市地場産の食材を使用しておりますことから、これに合わせて、年明け令和5年1月後半の開催や、給食提供に対応できる参加人数から、1日に2校までとして、2週間程度をかけて全小学校16校での実施を予定しております。

取組みの効果につきましては、学校給食を食してもらうと同時に、日頃の思いや体験、学校のことや地域のことなどについても食を通じて交流することで、地域コミュニティの醸成につながるものと考えております。

今後は、ご参加いただく地域の方々の募集や、地域総合拠点での実施など、交流の方法等も含め、具体的な内容について協議・調整してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

2. ギガスクール構想の弊害についての対策と、子どもたちの安心安全で豊かな学びの保障を求めて

- (1) 本市では、小中学校への学習端末導入にあたって、保管庫も同時に購入し、持ち帰りをせず運用すると当初は聞いていたが、現在持ち帰りもしていると聞いている。一人一台のタブレットが導入されてから現在までの運用について、どのようなルールで、週に何回持ち帰りしているのかなどの状況は
- (2) 現場やメディアから指摘されている点も踏まえ、持ち帰りにより起きている様々な問題への対策や、なりすましなどがなくIDやパスワードの対策について見解は
- (3) 配布されたタブレットを通じて集積、蓄積される子どもたちの個人データを企業の儲けのタネ、政府の監視のタネにさせてはならない。個人情報保護無しに「個人の尊厳」は守れないが、集積、蓄積される子どもたちの個人データをどのように守るのか、見解は
- (4) 自治体、学校が配付する学習用端末での広告表示は、公教育に相応しくないが、原因と解決策への見解は。情報セキュリティ対策についてはどのような契約がなされているのか
- (5) 教育現場の新たな負担が増えているが、どのように教育委員会として支援をしているのか
- (6) GIGAスクール構想による教育活動が押し付けられている今こそ、学校の「教育課程編成権」を発揮して、子どもの実態から出発する教育をつくり上げていくことが求められている。現場の裁量権を最大限に尊重することについて見解は

【答弁】

2、ギガスクール構想の弊害についての対策と、子どもたちの安心安全で豊かな学びの保障を求めての(1)から(6)について順次お答えいたします。

まず、(1) についてお答えいたします。

国からGIGAスクール構想が発表されたのは令和元年12月のことですが、当初は4年間をかけて一人一台端末を整備する計画となっておりましたが、本市におきましても、国のスケジュールに合わせ、段階的に整備を行う予定であったため、計画当初は持ち帰りを想定しておりませんでした。コロナ禍の中で家庭における学習支援や学びの保障を進める必要性が生じたことから、持ち帰りを実施するに至ったものでございます。

持ち帰りの回数や頻度は学校ごとに異なっておりますが、いずれの学校も、臨時休業や、子どもがやむをえず登校できなくなった場合に備えて、円滑に学習支援を実施できるよう準備を進めております。

次に(2) についてお答えします。

一人一台タブレットの本格運用をはじめた本年度当初は、校内での利用時に無断でカメラ機能を利用したり写真等を送信したりする等の問題が報告されることはございました。しかし、各校で例えば生徒会活動を通して、子ども自身がタブレットの利用ルールを考えたり、情報モラル教育を進めたりした結果、こうした問題の報告件数は減少を続け、直近では問題の報告はない状況となっております。加えて、プログラミングアプリや、フィルタリング解除、持ち帰りにともなう問題等も報告されておられません。

なお、なりすまし対策といたしましては、子どもたちの学習用アカウント作成時にランダムな文字や数字を含め、容易に類推されないよう工夫を行っております。また、パスワードはそれぞれ全く異なるように設定しておりますが、今後も、こうした対策を継続することが重要だと考えております。

次に、(3) についてお答えいたします。

本市教育委員会では、情報セキュリティ確保や個人情報保護の観点から、教職員向けにガイドラインや注意事項等を示しながら運用に努めております。また、子どもたちが作成したデータ等は、各校の授業や教育活動を進めるために利用しているものとなります。議員ご指摘の「教育データ利活用」につきましては、現

在、国から詳細が示されている状況にはございませんが、本市教育委員会といたしましては、個人情報の取扱いにあたり、市の個人情報保護条例等を遵守する必要があるものと考えております。

次に、(4)についてお答えします。

一人一台タブレットで利用しているアプリの中には、無料で利用できる教育用アプリも含まれておりますが、これらのアプリはセキュリティ面や安全性等の審査を経た後、広く一般に公開され、特別な契約を行わずに利用できるものとなっております。また、各校の教員から数多くの利用希望が寄せられたもので、中には、無料で利用できるかわりに広告が表示されるものもございます。

本市教育委員会といたしましては、広告が表示されることと、学校現場からの要望、アプリの教育的効果等を総合的に判断し、利用を認めているものではございますが、子どもたちや保護者に対して、表示される広告やその内容は本市が推奨するものではないことを、引き続き周知してまいります。

次に、(5)についてお答えいたします。

G I G Aスクール構想の実現に向けた教職員の負担を軽減するために、令和3年度はG I G Aスクールサポーターを配置することに加え、教職員向けポータルサイトも開設し、活用につながる参考動画の共有等も進めてまいりました。また、広告が表示される問題はございますが、無料教育用アプリを利用できるようにしていることで、操作に不慣れな教員や、一から新たな教材を作成することにもなう教員の負担軽減にもつながっております。

次に、(6)についてお答えいたします。

G I G Aスクール構想の推進にあたりましては、子どもたちの発達段階や実態をふまえながら、デジタルの持つ利便性を生かし、同様に人と人との関わりや体験活動等も重視していく必要があると考えております。

本市では、地域性を生かした特色ある教育課程を各校で編成していくことが重要と考えていることから、今後も引き続き学校の取組みを支援してまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

4. 市庁舎の建て替え問題について

- (1) 議会の場で、明確に「市役所機能を分ける本移転はしない」という表明を求めるが、見解は
- (2) 新庁舎の建て替えにあたっては、市民・専門家・職員・議会など関係者の意見をよく聞き民主的にすすめるため、基本計画策定委員会のように、検討のための機関や機会が必要では
- (4) 非常用電源の設置や避難経路の整備費用などには、国の緊急防災減災対策事業債を活用して、すばるホールの耐震防災整備をすすめるように

【答弁】

ご質問の4. 市庁舎の建て替え問題についての(1)(2)(4)について、順次お答えいたします。

まず、(1)についてですが、令和4年2月の市広報でも方向性をお示しさせていただきましたが、議会での附帯決議もふまえ、改めまして、新庁舎建設に伴うすばるホールへ行政機能を移転させる期間につきましては、庁舎建設中のみとさせていただきます。

次に(2)についてですが、現在、新庁舎建設について基本設計作業を行っており、今後、建物内部の仕様など、詳細を決めていかなければならない事項も多くございますが、現時点では、前回の基本計画策定委員会のような、包括的な検討機関の設置については予定しておりません。今後の設計作業の中で、それぞれの内容に応じて、専門家や当事者などの意見をお聞きすることも計画しており、それらの内容につきましては、市民説明会の開催、広報や市ウェブサイトへの掲載など、丁寧に説明を行いながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に(4)についてですが、現在、すばるホールに設置しております非常用電源につきましては、非常時の消火栓やスプリンクラーなどが適切に動作できるよう設置されており、現在の本庁舎を含め、多くの他の公共施設と同様に、災害時

の執務の継続などを想定したものではありません。また、すばるホールは新耐震基準で建築された建物であることから、避難経路の整備については、問題はないものと認識しております。

いずれにいたしましても、すばるホールへの移転部署を含む、庁舎建設中の市の災害対応等につきましては、今後策定を予定しております業務継続計画、いわゆるBCPの中で、定めてまいりたいと考えております。なお、ご質問にあります、国の緊急防災・減災事業債につきましては、活用対象と認められた場合、起債発行額の70パーセントが交付税に参入されるという、自治体にとりまして大変有利な制度と認識しておりますので、今後、災害時にすばるホールに求められる機能等をふまえた上で、市として研究してまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

2. 子ども・青少年へのマスクの着用等について

- (1) 学校でのマスクの着用について教育現場では共通した申し合わせは作成しているのか
- (2) 学校や幼稚園・保育園での運動時等のマスク着用の実態把握について
- (3) マスク着用による特に幼い子どもの健康被害についての市の見解について
- (4) 北海道有志医師の会等ではマスクは子どもにとり有害であるとされているが市の見解を聞く
- (5) マスク着用の同調圧力や着用できない子への差別意識の把握について

【答弁】

2. 子ども・青少年へのマスクの着用等についてお答えいたします。

まず、(1) についてお答えいたします。本市立小中学校でのマスクの着用につきましては、国や府の通知及び府の対策マニュアルにもとづいて感染症対策を実施しております。本マニュアルには、感染症対策として3密回避や換気・手洗い等と併せ、適切なマスク着用が示されておりますことから、本市におきましても、申し合わせとして本マニュアルをふまえた対応を実施しているところでございます。

次に、(2) についてお答えいたします。本市の学校や幼稚園・保育園におきましては、子どもたちの身体的距離が十分とれないときはマスクを着用することとしておりますが、十分な身体的距離が確保できる場合や、気温・湿度・暑さ指数が高い場合、体育の授業ではマスクを外すよう指導しており、このことは、保護者宛の文書でも周知しております。

しかしながら、オミクロン株が子どもたちの中でも流行する状況において、感染不安等の理由により運動中もマスクを着用しているケースが一部に見られることから、運動時のマスク着用のリスクを考慮し、十分な感染症対策を講じること

でマスクを外すこともできるよう、あらためて指導してまいります。

次に、(3)(4)につきましては、関連いたしますので一括してお答えいたします。

厚生労働省の新型コロナウイルスに関するQ&Aによりますと、乳幼児のマスク着用、特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えること、自分で外すことが困難なことから、窒息や熱中症など健康被害のリスクが高まるため着用は推奨されておりません。

また、2歳以上の乳幼児につきましても、マスクを着用する場合には、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意したうえで着用するようにされているところでございます。

議員ご質問のマスク着用は有害であるという北海道有志医師の会のご意見もございしますが、本市といたしましては、国の方針に従って対応してまいりたいと考えております。

次に、(5)についてお答えいたします。マスクの着用に係る同調圧力や差別意識については、マスクの着用が困難な個別の事情を有する子どもたちに対してあってはならないものであると認識しております。

本市といたしましては、直近の感染状況の拡大から、マスクの着用については、その必要性がより広く認識されている中で、個別の事情を有する子どもたちが同調圧力や差別意識等により不利益を被ることのないよう十分に配慮しながら、適切な感染症対策と指導に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

4. 本市の教育施策について

- (1) 研究指定校・小金台小学校と明治池中学校小・中一貫校推進について、
今後のスケジュール、教育推進の内容を問う

【答弁】

4. 本市の教育施策についてお答えいたします。

まず、(1) についてお答えいたします。

小金台小学校と明治池中学校につきましては、今年度に引き続き研究指定校として設定し、令和4年度に施設分離型の小・中一貫校として開校いたします。

今後、研究指定校では、これまでより研究を進めてきた、中学校教員による小学校高学年への専門性の高い授業の実施や、小中学校間で子どもたちが交流する機会を設定したり、指導方法等の共通化を図ったりすることで小中学校の段差を軽減し、不登校の要因の1つである「中1ギャップ」の改善に努めます。

また、令和4年度は、更なる小・中学校での系統的・継続的な教育を実現するため、小学校1年生から4年生までを前期、小学校5年生から中学校1年生までを中期、中学校2年生から3年生までを後期とした4-3-2制の研究も進めてまいります。

本市教育委員会といたしましては、研究指定校を中心に小・中一貫教育の成果を市域に広めるため、定期的に市内全校が参加する小・中一貫教育連絡会を開催するなど、市全体で小・中一貫教育を推進することで、義務教育9年間の学びの充実を図ってまいりたいと考えております。

4. 本市の教育施策について

(2) 学校給食・食育推進の観点から地元農産物を活用する具体的な取組みについて

【答弁】

4. 本市の教育施策についての(2)につきまして、お答えいたします。

本市学校給食で使用します野菜や果物、お米などの食材につきましては、安定供給を確保するため、本市小・中学校給食会で納入業者登録をされた青果業者や公益財団法人大阪府学校給食会から購入しております。

あわせて、食材の一部におきましては、地元農業者団体により富田林市内で生産された、なす、きゅうり、えびいも、いちご、お米等の地元農産物の活用に努めており、今年度の献立では、小学校では本市特産のえびいもを使った「えびいもに」や、中学校ではいちごやブルーベリーでジャムを作るなどし、地産地消を進めるほか、献立表への掲載等を通じて、児童生徒、保護者の皆様にも地元農産物について紹介しているところでございます。

学校給食ならではの課題として、利用する食材は、大量調理に適した、形が一定そろったものであることや、納品日には一定量が必要なことなどがございます。

学校での地産地消に関する取組みにつきましては、彼方小学校で、校区で自然農法を実践していただいている「根っこの会」の方々の協力を得て、米づくり体験を実施しております。

他にも、米づくり体験につきましては、市内の全ての小学校で実施しており、中でも富田林小学校、寺池台小学校、高辺台小学校、藤沢台小学校では校内で復興米の栽培も行っており、米づくりを通して、震災復興への思いを風化させない取組みも実施しております。

また、栄養教諭が中心となり、「河内のっぺ」など、地元農産物を食材とした伝統料理の献立を考案し、市内統一で提供することで、地元の食材や伝統料理の

継承に取り組んでおります。

本市教育委員会といたしましては、食育を推進することが、食や地元地域に関する興味や関心を高め、地産地消につながるものと考えますことから、関係課とも連携しながら引き続き地元農産物の活用に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

4. 本市の教育施策について

- (3) 生涯学習推進プランに基づく、次代を担う子どもと若者の育成支援と、多世代に向けての「学びのきっかけ」や「学び直しのきっかけ」となる事業展開の現状と今後について

【答弁】

ご質問の(3)について、お答えいたします。

本市におきましては、次代を担う子どもと若者に対する育成支援としまして、Topicきらめき創造館において、若者の育成を支援する専門のスタッフ（ロビースタッフ）を配置しております。

日常的に若者と交流することにより、若者との関係性を構築する中で、若者の悩み事相談を実施するとともに、学校や学年の違う若者同士の交流を促進することで、学校や家庭以外でも、若者が気軽に集える居場所づくりを行い、サークル活動など若者の自主的な活動を推進しております。

次に、多世代に向けての「学びのきっかけ」や「学び直しのきっかけ」となる事業として、Topicきらめき創造館において、「富田林きらめき大学」を実施し、様々な学習テーマで展開しています。

具体的には、コロナの感染拡大により、中止となったり、オンラインでの講座やYouTubeでの配信に切り替えた講座もございますが、小学生が、超音波センサーを製作し、木製電気自動車に搭載して、乗車体験をすることで、プログラミング装置の機能を学ぶといったプログラミング講座や、外国人講師と一緒に寺内町を訪れ、実際にネイティブが英語で紹介する方法を学ぶといった「英語でおもてなし講座」、若者が大人に対して、SNSの活用方法やZOOMを使用したオンラインでのやりとりを学ぶ講座など、『発見や感動を生きる力に』をコンセプトとした講座の取組は、大変好評を得ております。

子どもや若者にとっては、これから世界で活躍していくために必要となる知識や

情報、また体験を通じて学ぶことのできる講座を提供することで、将来の夢や目標を抱く「学びのきっかけ」作りを、また、多世代にとっては、新たな世界を発見し、新たな人生の挑戦につながる「学び直し」のきっかけとなるような、いわゆる、「リカレント教育」を念頭に置いた講座を実施しております。

本市の生涯学習全般にわたっての基本施策として、「学びの機会の提供と市民の主体的な学びを支援すること」、「SDGsの実現」、「若者が輝ける社会を目指す」、「学びつづけるための環境整備」の4つを掲げており、「生涯学習推進プラン」の理念であります、全ての市民が、いつでもどこでも学びたいときに学ぶことができ、それを探究できる「学びつづけるひと・まち富田林」を目指し、引き続き事業の実施に取り組んでまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

4. 本市の教育施策について

- (4) ひきこもり・学校に通えない児童のケアと民間フリースクールとの連携
について

【答弁】

- (4) についてお答えいたします。

ひきこもりの状況も含め、学校に通えない児童のケアについて学校では、家庭訪問を通じた教員による一人一人に寄り添った支援やスクールカウンセラーによる専門的な見立てによる心のケアに努めております。また、必要に応じて、「適応指導教室YOUYOU」、「校内適応指導教室 ポコ」といった相談窓口や児童の状況に応じた多様な居場所を提供することで、よりきめ細やかな個別支援・相談や教室復帰とともに社会的な自立へのきっかけづくりにつなげております。その中で民間フリースクールは、学校外の「居場所」の一つと認識しており、今年度より「富田林市の多様な学びの場」と題したリーフレットにも民間のフリースクールを掲載し、連携に努めております。また、各小中学校においては、出席認定に係る一定の基準や方向性を示したガイドラインをもとに、フリースクールと連携を進めております。

3. 富田林市文化芸術振興ビジョン策定について

- (1) 文化芸術振興の基本的な考え方、方向性について聞く
- (2) 策定にかかる文化振興事業団の役割について
- (3) 今後の文化振興事業団の指定管理者としての有り方や、すばるホールの前向きな利活用について

【答弁】

ご質問の3.「富田林市文化芸術振興ビジョン策定について」の(1)から(3)につきまして、順次お答えいたします。

まず、(1)についてでございますが、国におきましては文化芸術基本法に基づく「文化芸術推進基本計画」が、大阪府においては文化振興条例に基づく「第5次大阪府文化振興計画」が策定されており、本市におきましても、これらの計画に沿った形で市の今後10年の文化芸術振興の方向性を位置づけるものとして、令和4年度にその策定を予定しているところでございます。

ビジョンの内容検討はこれからではございますが、現在、取り組んでいる「富田林まちかどミュージアム」などの富田林ミュージアム構想を推進するとともに、その骨子及び考え方としましては、福祉や観光、まちづくりや人権など他の分野との幅広い連携に取り組むことで、それぞれが協調しあって発展していくという考えのもと、次代の文化芸術を担う人材の育成や、子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実を盛り込んだ「文化芸術振興ビジョン」を策定してまいりたいと考えております。

また、文化に関する市民アンケートや、文化関係団体や市民活動団体との懇談会等を複数回開催し、市民からの生の声をお聞きしながらビジョンに反映させていく予定でございます。

続きまして(2)についてでございますが、文化振興事業団は、これまでの30年間の実績を踏まえた中、市の文化芸術事業を総括して担っていただいている出資団体として、また、文化の発信基地としてのすばるホールの指定管理者とし

て、文化活動の現場に一番近いところにいることから、実情に精通する者として、「文化芸術振興ビジョン」検討のオブザーバーの役割を想定しております。

最後に（３）についてでございますが、現在、文化振興事業団では、文化芸術事業の一つとして、富田林演奏家協会の協力で小学校へ出前授業「音楽アウトリーチ事業」を開催しており、小学生がプロの生演奏をきいたり、楽器の体験をしていただいています。また、文化芸術振興パートナーシップ協定を結んでいるオオサカ シオン ウインドオーケストラの協力によりプロの奏者による様々な楽器の技術指導などを行い、市立中学校吹奏楽部の演奏技術向上に寄与していただいております。

いずれにしましても、すばるホール以外でも、市内の各地域で文化の花を広げていくことが、今後の文化振興につながる重要なものと認識しておりますことから、文化振興事業団と、充実する方向で協議してまいります。

平成３年にすばるホールが建設されて以来、すばるホールで毎年、日本舞踊や合唱、美術展などの１４の協会による市民文化祭が開催されるなど、市民文化の振興を図っているところでございます。また、この１４の協会に所属されている各グループの発表会や日々の文化活動等は市民会館や公民館、福社会館、かがりの郷など市内の様々な公共施設や商業施設等をご利用されて一年を通して実施されているところです。

今回、新庁舎建設のため、行政機能の一部がすばるホール４階等に移転となりますが、利用期間が終了した後の諸室の利活用については、新庁舎完成までに、今後綿密なリサーチを行い、市民ニーズや社会情勢を勘案して施設機能を検討してまいります。

本市教育委員会としましては、新たに策定いたします、「文化芸術振興ビジョン」のもと、引き続きすばるホールを拠点として活用するとともに、様々な地域で取り組まれている文化芸術の振興に努めてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

4. 小中学校における I C T を活用した取り組み状況と今後の展望について

(1) 休校中の I C T を活用した学習の取り組み状況と実施基準について

(2) 不登校児童生徒や自主休校している児童生徒への対応について

①ハイブリッド型での授業の実施状況

②不登校児童生徒の I C T 活用状況と今後の課題について

(3) 学童クラブのネットワーク環境の整備について

(4) 学校図書館の I C T 化と市立図書館とのオンライン化について

(5) 学校への携帯電話の導入について

【答弁】

4. 小中学校における I C T を活用した取り組み状況と今後の展望についての

(1) から (5) について順次お答えいたします。

まず (1) についてお答えいたします。

本市では、休校中や学年・学級閉鎖中の I C T を活用した学習支援について、各校の様々な実践を教職員向けポータルサイトを通じて共有し、現在は基準となる方法をモデル授業として各校に示しております。このモデル授業では、最初に授業内容に関する説明動画を配信し、その後、練習問題や課題等に取り組むという流れを基本としております。

また、説明動画の配信には、WEB 会議システムを用いたリアルタイム型と、あらかじめ録画した動画を配信するオンデマンド型の 2 つの方法を設けておりますが、いずれの場合も一方通行の学習支援とならないよう、練習問題や課題等に取り組む際は、授業支援ソフト等を用いて子どもと教員がリアルタイムに双方向のやりとりを行ったり、学習のまとめで WEB 会議システムを用いて子どもたちの様子を確認したりするよう工夫しております。

なお、こうした休校中等のオンライン授業につきましては、2 月 2 1 日現在で約 9 3 % がモデル授業をふまえた学習指導を実施し、残り 7 % は小学校低学年が対象

となったためプリント学習で実施しました。今後は、小学校低学年につきましても効果的にICTを活用できるよう、各学校を支援してまいります。

次に（２）は、関連連いたしますので一括してお答えいたします。

現在、本市では、不登校児童生徒やコロナの影響でやむを得ず欠席している子どもたちに対して、それぞれの状況に応じた学習支援を行っております。具体には、子どもたちや各家庭に働きかけた上で、それぞれの状況に応じて授業映像のリアルタイム配信、授業支援ソフトの活用、放課後にWEB会議システムを用いた支援等、個別の対応を進めております。

また、学校での授業に、教室でも家庭からでも参加できる、いわゆるハイブリッド型授業につきましましては、これまでに14校で実施しており、他の学校でも準備が整っております。

このように、本市におきましてはGIGAスクール構想で整備したICT環境を活用し、家庭での学習支援を望む子どもたちに対応できる体制を整え、学校からの案内はもとより、現在は、市WEBサイトでも、こうした対応が実施できることについて周知に努めているところでございます。

一方で、不登校児童生徒の中には様々な状況があり、現在ICTを活用した学習支援を希望していない子どもたちもおりますことから、引き続き学校から個別に働きかけ、学習支援等の充実に向けた取組みを進めてまいりたいと考えております。加えて、日常的に授業映像の配信等を実施した場合は、貸し出し用Wi-Fiルーターのデータ通信容量が上限を超えることとなりますので、その対策についても検討を進める必要があると考えております。

本市教育委員会といたしましては、議員ご指摘のように不登校児童生徒やコロナが理由で欠席している児童生徒に対して適切な学習支援を実施する重要性を強く認識しておりますことから、学校間の連携を進め、効果的なICT活用に向けた取組みを進めてまいります。

次に、（３）についてお答えいたします。

学童クラブにつきましては、保護者が就労等の理由により継続的に昼間家庭にいない小学6年生までの児童を対象に、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援を行っており、放課後の「生活の場」として、宿題をする時間などを設けています。

現在、学童クラブでは、ネットワーク環境が整備されていないため、タブレット端末を活用した宿題については帰宅後に取り組むことになり、特に夏休みなどの長期休業期間は不便さを感じる児童がいると認識しております。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う急ぎの連絡など、保護者へのお知らせメールでは一方通行となり既読情報の確認ができない場合は電話連絡などによるアナログ作業となります。

この様なことから、学童クラブにおける放課後の「生活の場」としての充実と学童クラブ指導員の業務負担軽減のためには、ネットワーク環境を含めたICT化の整備は必要であると認識しており、環境整備に向けて検討を進めたいと考えております。

次に、(4)についてお答えいたします。

これまで、学校図書館での図書検索や貸し出し処理等につきましてはアナログで行っておりましたが、昨年度からICT化を進め、バーコードリーダーの配布やシステム導入研修を実施してまいりました。現在では、小中学校合わせて15校でシステムが活用されており、新たに5校が来年度のシステム導入に向けて準備を進めております。また、その他の学校につきましても、準備が整い次第、運用を開始する予定でございます。

加えて、今年度は大阪教育大学と連携し、タブレット端末を使用することで文字を音声化したり、読んでいる箇所が変色して強調されたりすることで、視覚特性のある子どもたちにも読みやすい、いわゆるデイジー図書の研究を進めてまいりました。これまでの成果といたしましては、学校図書館の図書のデイジー化に加えて、3、4年生が社会科で使用する副読本のデイジー化を完了させたところでございます。

なお、市立図書館とのオンライン化につきましては、各学校図書館と繋ぐためのシステム統一の経費等も必要となりますことから、今後、調査・研究を進めてまいります。

次に、(5) についてお答えいたします。

学校の電話につきましては、固定電話を一校につき3回線契約しており、内2回線が送受信用、残りの1回線をファクス及び機械警備の通信用として、利用しております。

電話料金につきましては、平成30年4月より、契約事業者を変更し、変更前の平成29年度と比較いたしますと、1校あたり年額で約77,500円の削減を図るなど、経費節減に努めているところでございます。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、保護者や関係機関との連絡が増加するなど、電話料金が年々、増加傾向にある状況でございます。

議員ご提案の月額定額制の携帯電話の導入につきましては、料金定額制による経費節減や、職員室だけでなく、各教室や校外にいる場合など、どこからでも電話連絡が可能となるなど、学校にとって、多くのメリットがございます。GIGAスクール構想による様々な経費増加は、重要な課題でございますことから、他市の取り組み等も参考にしながら、月額定額制の携帯電話導入による学校の電話料金の削減について、調査・研究してまいります。

本市といたしましては、小中学校におけるICTを活用した取り組みを進めることが、コロナ禍のような状況への対応だけでなく、不登校児童生徒もふくめたすべての子どもたちへのより良い支援につながると考えておりますことから、引き続き取り組みの充実に努めてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

5. ドローンの活用について

(2) 公共施設等でのドローン飛行について

【答弁】

5. ドローンの活用についての(2)についてお答えいたします。

ドローンにつきましては、航空法の適用を受ける重量が200グラム以上のものと、航空法の適用を受けない200グラム未満の、軽量のドローン、いわゆる「トイドローン」がございます。

この「トイドローン」は、飛行場所等の法的規制も緩いことから、今後、普及するにつれて、市民からお問い合わせの増加が予想されるところでございますが、航空法の改正により本年6月20日から100グラム以上の機体は登録が必要となります。

一方で、ドローンは強風の影響で、あおられたり、流されたりして衝突や墜落の危険性があり、施設利用者、近隣通行人や周辺車両の安全性、さらにカメラ搭載のドローンもありますことから近隣住民のプライバシー確保の観点から現在、屋外施設としましては、総合スポーツ公園内の多目的競技場で利用を許可しているところでございます。また、屋内施設としましては市民会館の多目的ホールの利用を許可しているところでございます。

いずれにしましても、今後ドローンが様々な分野で活用され、市民のレクリエーションとして普及していくことが想定されますことから、他市の事例を参考にしながら、体育館、グラウンド等の屋内外施設の利用について施設管理者とルール作成や課題解決できるよう協議を行ってまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

3. 富田林市立小中学校校区対策委員と公共施設マネジメント

- (1) 富田林市立小中学校校区対策委員会の開催について
- (2) 「富田林市学校教育施設長寿命化計画」の現時点における本市の対応策について
- (3) 学校教育施設の改修等が集中している認識について
- (4) 学校教育施設の総量削減について
- (5) 縮充社会の公共資産づくりについて

【答弁】

それでは、3. 富田林市立小中学校校区対策委員と公共施設マネジメントの(1)から(5)につきまして順次お答えいたします。

まず、(1)についてですが、富田林市立小中学校校区対策委員会規則第2条に「委員会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小中学校の通学区域について調査・審議し、意見を具申するものとする。」と定められております。議員ご指摘の平成20年度から令和3年度までの14年間につきましては、市内で校区を改変しなければならないような大規模開発がなく、適正就学や校区改編等についての案件がございませんでしたことから、開催されておられません。

本市教育委員会としましては、引き続き、校区対策委員会を開催する必要が生じた際には、速やかに開催したいと考えております。

次に、(2)についてですが、学校教育施設の多くは、昭和40年代から50年代の高度経済成長期における児童生徒の急増に伴い建設されました。これらの施設は建築後40年以上が経過し、老朽化も進んでおり、今後集中的に更新時期を迎えることとなります。

学校教育施設は、将来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活する場であることはもちろん、災害時には避難所としての役割も果たす重

要な施設です。そのため、学校教育施設の老朽化対策は、先送りできない重要な課題と考えますが、これらの対策を進める上で将来的に多くの財政負担が必要となります。

本市といたしましては、「富田林市学校教育施設長寿命化計画」に基づき、学校教育施設の実態をハードとソフトの両面から把握し、学校教育施設に求められる機能・性能を確保し、予防保全的な維持管理、計画的な改修等を通じてライフサイクルコストの縮減と中長期的な視点からの財政負担の軽減・平準化を図りながら改修を図ってまいります。

次に、(3) についてですが、今後5年間の実施計画につきまして、老朽化状況調査において、「早期の対応が必要である(D評価)」と判断された施設につきましては、安全性の確保を最優先に部位改修等を順次実施したうえで機能回復を行います。

「広範囲に劣化(C評価)」と判断された施設につきましても事業実施時点において状況把握を行い、安全性に問題がある場合は、併せて事業実施を検討いたしますので、集中して改修工事が必要という認識ではございません。

次に、(4) についてですが、学校教育施設の適正規模・適正配置につきましましては、文部科学省より「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されています。その中で、学校の標準規模は、「小・中学校ともに普通学級12学級以上18学級以下」と定められています。本市の児童・生徒数は、人口減少に伴う少子化の影響を受け減少傾向を示しており、令和3年度の学級数で見ますと標準規模を満たしていない学校が小学校で9校、中学校で7校となっています。

標準規模に満たない小規模校においては、学級数が少なくなることにより、施設運営の非効率化や管理負担の増加につながるほか、子どもたちが集団生活の中で、自己を主張し、他者を尊重する経験を積みにくく、社会

性やコミュニケーション能力が身につけにくいというデメリットがございます。一方で、地域コミュニティの核として、余裕教室においての多用途の受け入れ等の有効活用が期待できること、災害時の避難所として重要な役割を果たすことが考えられますことに加えて、子どもたち一人一人の学習状況や学習内容を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細やかな指導が行いやすいというメリットもございます。

そのようなことから、いわゆる学校教育施設の総量削減につきまして、教育的な観点はもとより、地域コミュニティの核としての性質も踏まえ、本市の財政状況や児童・生徒数および学級数の推移を鑑みながら、老朽化した校舎等の減築、学校区の再編見直し、学校間での共同利用および他の施設等の併用、学校教育施設以外の他用途への一部転用、学校教育施設以外の他の公共施設との複合化、小学校および小・中学校の機能統合を基本的な考え方として検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、(5)についてですが、厳しい財政状況の中でも、公共主体の仕組みから、市民のみなさんや地域などと行政が力を合わせ、新しい協力関係を構築し、協働によるまちづくりに取り組むことは、公共施設マネジメントの取り組みにおいても重要であると考えております。

今後は、公共施設の総量の最適化に努めることはもちろん、それぞれの公共施設が持つ機能を再検証するなど、保有する施設の効果的な活用を図りながら、市民のみなさんや地域にとって、良好で質の高い公共施設サービスが提供できるよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

3. 本市立小中学校における児童生徒の「生理（月経）」への対応・取組について
（「学校での『生理休暇』導入を求める運動」の趣旨を踏まえて）
- （1）特に男性教職員への「生理」に関する理解の促進について
（女子児童生徒・女性教職員の心情への十分な配慮を前提に）
 - （2）体調不良により児童生徒が遅刻・早退する場合の保護者による送迎等対応について
 - （3）「生理」を理由とする公欠（公認欠席）の導入について
 - （4）「生理」による欠席等への積極的な理解のための取組について
（本市における包括的性教育「いのちの教育」の拡充も含めて）

【答弁】

3. 本市立小中学校における児童生徒の「生理（月経）」への対応・取組についての（1）から（4）について、関連いたしますので一括してお答えいたします。

本市では、「富田林市立学校園ハラスメント防止指針」を定め、生理を理由に授業等を休む子どもに必要以上に質問をすることがセクシュアルハラスメントに該当することや、生理の取り扱いに十分留意することを示しております。本指針をふまえ、引き続き、生理について話しやすい環境や安心して相談できる体制を整え、男性教職員の生理に関する理解促進にも努めてまいります。

次に、生理による体調不良を原因とした遅刻・早退や欠席に関しましては、児童生徒一人ひとりの状況に応じて活動を調整することや、保護者に送迎をしていただくなど、個別の対応を行っております。また、保護者が迎えに来るまで時間がかかるような場合では、保健室で待機できるよう配慮を行っております。

次に、生理を理由とする公欠につきましては、現在は欠席扱いとしているところですが、児童生徒やその保護者には、生理を理由とした欠席等が成績や進学等に影響がないことを引き続き丁寧に説明し、不安を感じることを無いう、周知に努めてまいります。

本市教育委員会といたしましては、今後も、生理を理由に不利益を被ることのない環境づくりを行ってまいります。さらに、子どもたちの発達段階に応じて、議員ご指摘の「いのちの教育」や、性に関する指導を推進し、生理に対する理解の促進に努めるとともに、お互いを思いやる気持ちや助け合う気持ちの醸成にも努めてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

4. 本市における、性的マイノリティの方々についての一層の理解促進について

- (1) 本市立小中学校教職員および本市内に所在する幼稚園・保育所等の教職員に、文部科学省からの通知(※)と周知資料(※※)の内容をあらためて確認することについて

(※平成27年4月30日付。「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」)

(※※平成28年4月1日付。「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」)

- (2) 性的マイノリティの方々について、広報とんだばやし等でより一層の理解促進を図ることについて(神奈川県葉山町の事例を参考に)

【答弁】

4. 本市における、性的マイノリティの方々についての一層の理解促進についての(1)についてお答えします。

本市の学校では、府教育庁作成の読み物教材を活用した授業や、LGBTQ当事者を招聘して講話を聴く授業など、児童生徒の発達段階に応じて、正しい理解が進むよう年々取組みが増えてまいりました。

また、教職員研修では、府教育センターが発行しております「人権教育リーフレット」等を活用した校内研修が進んでおり、すべての小中学校において、全教職員を対象に、性的マイノリティ児童・生徒の支援に関する校内教職員研修を実施しております。さらに、大阪府や南河内、本市の人権教育関係団体とも連携し、実践交流会等への参加を勧めるなど、学びを深めているところでございます。

本市教育委員会といたしましては、引き続き、子どもたちへの教育や啓発、管理職をはじめ子どもたちに実際に関わる教職員への研修等の取組みを継続してすすめてまいります。

次に4.の(2)についてお答えいたします。

本市では、これまで広報誌、市ウェブサイト、啓発パンフレット、さらには当事者とその支援者の居場所であるコミュニティスペース「にじいろブーケ」などを通じて、性的マイノリティの理解促進に向けた啓発に務めているところです。昨年12月の人権フェアでは、当事者による講演会、尼崎市の支援団体による寸劇を行い、多くの方の参加をいただきました。

また、市内の公立幼稚園において、絵本の読み聞かせとレインボーフラッグづくりを通じて、性の多様性や多様な家族の在り方、自分らしく生きることの大切さを、園児とその保護者に理解していただけるような取り組みも進めております。

今後につきましては、本市LGBTQ施策推進アドバイザーのご意見をうかがいながら、広報誌や市ウェブサイトにおいて、本市の取り組みや性的マイノリティに関する基礎知識、また当事者の声を紹介するなど、さらなる理解促進に努めてまいりたいと考えております。